

法学部の教育方針

I. 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

法学部は、法と社会との関わりや国際社会のダイナミズムを理解できる法的思考力と国際的知性を身につけ自立した良識と教養ある判断力を備えた社会人の育成を目的として、学生が卒業するまでに身につけるべき能力を、学士課程の学位授与の方針として、以下の通り定めます。

1. 知識と技能

講義、ゼミナールなどでの読む・聴く・書く・話すことの反復をとおして、法と社会の関わりや国際社会のダイナミズムを理解できる基本的知識を収集・整理・理解し、分析・表現することができるようになること。

2. 思考力・判断力・表現力

修得した知識と技能をもって、自ら課題を発見し、課題の解決に取り組み、社会の将来や事態の推移を洞察することのできる広い視野と思考力・判断力・表現力等の能力を持つようになること。

3. 多様な人々との協創

多様な立場や価値観を尊重し、主体性をもって、多様な人々と相互協力のできる市民としての知性と良識を養うこと。

II. 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

法学部は、法と社会との関わりや国際社会のダイナミズムを理解し、法的思考力と国際的知性を身につけ自立した良識と教養ある判断力を備えた社会人となることができるよう、教育課程の編成方針を以下の通り定めます。

1. 基礎から発展へ

「学ぶ」ことに必要不可欠な基礎的技法の修得を目標とする授業科目を初年次に配置し、教員・学生の協働によりこうした技法の修得を目指します。知識をインプットする講義とそれを整理して自らが発信できる意見をまとめるゼミナール・演習をバランスよく履修できるよう工夫します。主専攻科目を複数の科目群に区分し、それぞれに最低修得単位数を定め、4年間の学修に体系性を確保します。

2. 視野の拡大

豊かな人間性を培い、思考力・判断力・表現力を養うために人文・社会・自然にわたる多様な学問分野にかかる授業科目をできる限り配置し、個々の興味・関心に応じて履修できるように工夫します。

3. 経験の拡充

課題解決型実習科目、キャリア教育科目、グローバル教育科目、留学制度を利用した社会での実践、異文化体験を推奨します。

法学部法律学科の教育方針（2020年度生用）

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

法律学科は、法に関する知識や論理的な思考の修得・涵養、多様な価値観から合理的なものを選択する判断力の養成を通じて、新たな問題に対処できる能力を持つ良識ある市民の育成を目的として、卒業するまでに身につけるべき能力について、学士課程の学位授与の方針として、以下の通り定めます。

1. 知識と技能

講義、ゼミナールなどでの読む・聴く・書く・話すことの反復をとおして、法と社会に関する基本的知識を収集・整理・理解し、分析・表現することができるようになること。

2. 思考力・判断力・表現力

修得した知識と技能をもって、新たな問題に対面したとき、多様な価値観を尊重しつつ、問題の実態と背景を分析し、問題解決に利用できる規範を見出し、これに基づく解決策や解決の方向を示すことのできる論理的思考力・判断力・表現力等の能力を持つようになること。

3. 多様な人々との協創

良識と教養ある市民として、自己を律し、多様な立場や価値観を尊重し、主体性をもって、他者と協同して社会の発展に寄与することができるようになること。

教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

法律学科は、公正で透明なルールにもとづく法化社会において不可欠な法的知識・法的思考能力（リーガルマインド）を身につけた社会人となることができるよう、教育課程の編成方針を以下の通り定めます。

1. 基礎から発展へ

法律に関する基本的知識を講義する科目をレベル別に基礎・基本・発展の3つに区分し、個々の到達度にあわせて体系的に履修できるように工夫します。法的思考能力（リーガルマインド）を養成するために必要な演習・ゼミナール科目を初年次から順次履修できるようにします。より高度で発展的な知識・思考力を養成するために、特別講義、特別ゼミナール、インターンシップなどのアドバンスト科目を開講し、興味・関心に応じて履修できるようにします。

2. 視野の拡大

できるだけ多様な科目を開講し、興味・関心や将来の進路に対応して柔軟に組み合わせて履修できるようにします。法的知識の整理・確認に資する各種検定試験のうち有益なものについて単位認定します。国内外を問わず他大学等における授業科目の履修のうち有益なものについて単位認定します。

3. 経験の拡充

公務職場、弁護士や司法書士の事務所でのインターンシップを推奨します。